

○輪島市空家住宅確保支援事業補助金交付要綱

(令和5年3月31日告示第45号)

(趣旨)

第1条 この告示は、定住を目的として移住する者の住宅確保の支援及び空家の解消を図るため、定住するために空家を購入し、又は改修する移住者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 市の区域内(以下「市内」という。)に存し、現に居住その他の使用がされていない建築物(附属する工作物を含む。)をいう。ただし、分譲を目的としたもの、共同住宅、長屋及び区分所有建物を除く。

(2) 定住 市内において、空家の購入から10年間居住する意思をもって住宅を所有し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載し、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。

(3) 下水道等 次に掲げる条例に規定する公共下水道及び排水施設をいう。

ア 輪島市下水道条例(平成18年輪島市条例第204号)

イ 輪島市農業集落排水施設条例(平成18年輪島市条例第208号)

ウ 輪島市漁業集落排水施設条例(平成18年輪島市条例第209号)

(4) 市内業者 市内に本店又は支店若しくは店舗を有する法人又は個人事業主をいう。

(5) 改修 既存の建築物の維持又は利便性の向上及び寿命を延ばすために行う工事で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 屋根の修理工事、外壁工事その他建築物の耐久性を高める工事

イ バリアフリー化工事その他安全上又は防災上の機能を備える工事

ウ 水道、ガス又は電気設備の設置工事その他居住性を良好にする工事

エ 台所、風呂、トイレ、洗面台等の設置工事その他衛生上必要な工事

オ その他これらに類するもので市長が認めるもの

(6) 移住者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に転入前連続して2年以上市の区域外へ住民登録を行っていた者

イ 定住を目的として市内に住民登録を行い、翌年度から起算して10か年度経過するまでの者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、空家の購入(購入に併せて改修を行う場合に限る。)及び空家の改修とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 改修が完了する日までに空家を取得しない場合

(2) 改修後の店舗、事務所その他の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上となる場合

- (3) 下水道等の排水区域内に存する空家について、改修が完了する日までに下水道等に接続しない場合
- (4) 法人その他の団体が所有する空家である場合
- (5) 補助対象事業を実施しようとする空家について、輪島市空家等利活用推進事業補助金交付要綱(平成30年輪島市告示第78号)の補助金の交付を受ける場合
- (6) その他市長が適当でないと認める場合
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、空家を自己の居住の用に供するため補助対象事業を実施しようとする、移住者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とし
ない。
 - (1) 現に住宅(空家を含む。)を所有している者及びその同一世帯に属する者
 - (2) 市税を滞納している者及びその同一世帯に属する者
 - (3) 3親等以内の親族間で空家を売買し、又は贈与しようとする者及びその同一世帯に属する者
 - (4) 法人その他の団体
 - (5) その他市長が適当でないと認める者
(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費に次の各号のいずれかに該当する費用等が含まれている場合は、当該費用等を補助対象経費から控除するものとする。
 - (1) 店舗、事務所その他の用に供する部分の改修に係る費用
 - (2) 土地の購入に係る費用
 - (3) 市内業者以外の者が直接行う改修に係る費用
 - (4) 補助対象者が自ら行う改修に係る費用
 - (5) 公共事業の施工に伴う補償を受けて行う改修に係る費用
 - (6) 附属家又は車庫の設置に係る費用
 - (7) 国、石川県又は市に納める税金若しくは使用料
 - (8) 他の制度により補助金、助成金その他これらに類するものの対象となる費用
 - (9) その他市長が適当でないと認める費用
(事業認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長に対し空家の売買又は贈与の契約を締結する前、かつ、補助対象事業に着手する前に、輪島市空家住宅確保支援事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて申請し、事業の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を輪島市空家住宅確保支援事業認定通知書(様式第2号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、事業を認定する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業変更等)

第7条 前条第1項の事業の認定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、輪島市空家住宅確保支援事業認定変更等承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による承認をした場合については、前条第2項の規定を準用する。

(事業認定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。

(2) 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定を取り消したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後15日以内又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、市長に対し補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に係る書類を添付し、提出しなければならない。

2 前項の申請は、第6条第2項の規定により補助事業の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第5号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、輪島市空家住宅確保支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(市長の指示)

第12条 市長は、補助対象者に対し、補助事業の内容及び補助金の使用に関し、必要があると認めるときは、その改善を指示できるものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を廃止したとき。
- (4) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の上限額
空家の購入(購入後改修する場合に限る。)	空家の購入に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	100万円
空家の改修	空家の改修に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	100万円

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 補助金の交付は、同一の建築物につき補助対象事業ごとに1回限りとする。

様式第1号(第6条関係)

輪島市空家住宅確保支援事業認定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

輪島市空家住宅確保支援事業認定(却下・変更・廃止)通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

輪島市空家住宅確保支援事業認定変更等承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

補助金交付申請書兼実績報告書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

輪島市空家住宅確保支援事業補助金請求書

[別紙参照]